

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	30	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	58の27	不利益処分の種類	完成検査員の解任命令	
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (解任命令) <u>第58条の27 経済産業大臣は、第五十八条の二十二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定完成検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。</u>						
[参考条文] 高圧ガス保安法施行令(平成9年2月19日政令第20号) 第18条(都道府県が処理する事務)						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定